

4章

任意団体のQ&A

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

Q 「任意団体」とはなんですか？

「任意団体」とはどのような組織のことをいうのでしょうか？ グループで活動している場合は、いわゆる任意団体にあたるのでしょうか？

〔舞台芸術団体メンバー Aさん〕

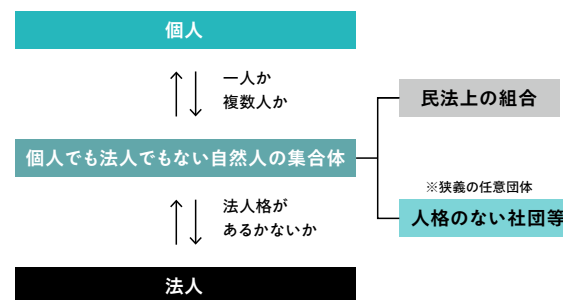
A 個人でも法人でもない人の集まり。 ただし「任意団体」という言葉は 曖昧な使われ方をしているので注意が必要。

任意団体とは個人でも法人でもない人の集まりで、どこかで認定されたり、届け出たりするものではありません。

厳密には法的な定義として「人格のない社団等」または「権利能力なき社団」と呼ばれるものです（本書では「人格のない社団等」で統一します）。例えば一定規模以上の芸術祭の実行委員会の場合は、いわゆる任意団体が多く、法的にも「人格のない社団等」と呼ばれる形態がしばしば見られるようです。

ただし、広く一般に任意団体という場合、その言葉の使われ方は少し曖昧のように思います。例えば、「民法上の組合」形態と呼ばれる組織体も含まれている場合もあるようです。「人格のない社団等」なのか「民法上の組合」なのかで課税のされ方に違いが出ますが、いずれの形態なのかは外観からは区別しづらいものです。**Q.38**で判別するヒントを提示していきます。

■（広義の）任意団体＝人が集まってつくる活動体で、法人格がないもの



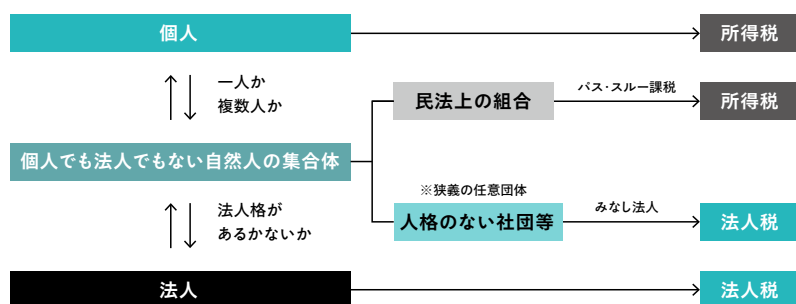
Q 任意団体も課税されますか？

任意団体としてダンスカンパニーを立ち上げました。任意団体だったとしても税金を支払う必要がありますか？
[ダンスカンパニースタッフ Kさん]

A 課税される場合と、 課税されない場合があります。

Q.36で述べたとおり、「人格のない社団等」か「民法上の組合」かで課税に関する考え方が分かります。

「人格のない社団等」の場合、「法人税法上の収益事業」を行う場合には法人税が課税され、収益事業を行わない場合には法人税は課税されません。「民法上の組合」にあたる場合、「パス・スルー課税」といって、組合そのものには課税されませんが、その構成員（法人・個人）に直接課税されます。



Q 「人格のない社団等」と「民法上の組合」の 判別方法は？

自分が所属している任意団体が「人格のない社団等」にあたるのか、「民法上の組合」にあたるか、どのように判別したらよいでしょうか？
[音楽祭事務局 Sさん]

A それぞれの要件を確認して、 活動の実情に照らしてみてください。

ここの判定がうまくいかないと、この後の税金申告方法の判別等、さまざまな影響が出てしまうので非常に重要なポイントです。それぞれの要件を見ていきましょう。

■ 人格のない社団等

「人格のない社団等」の定義は「多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもの」とされています。その要件を以下に5つ列記します。

- ① 共同の目的のために結集した人的結合体であって
- ② 団体としての組織を備え
- ③ そこには多数決の原理が行われ
- ④ 構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続し、
- ⑤ その組織によって、代表の方法、組合の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定しているもの

(昭和39年10月15日最高裁判例が示した要件)

「人格のない社団等」は単なる個人の集合体ではありません。例えば、Aさん・Bさん・Cさんが集まって活動するけれども、彼らでないと成り立たないようなアートユニットの活動があった場合はどうでしょう？ Aさんがいなくなったらもう成立しないものならば、極めて個人の個性によって成り立っているため、人格のない社団等ではないケースがほとんど。「人格のない社団等」は、人が仮に入れ替わっても成立しうる組織をイメージするとよいです。

多数決で物事を決めているような活動体で、理事会や委員会、役員会等の意思決定機関で団体の基本的なことを決めている場合は、「人格のない社団等」の可能性が高いです。

他に、決算・予算の承認や、事業報告、理事会の役割、どんなふうに物事を取り決めるか、定められた決議のルール等、通常、団体の規約はそうしたものが明文化されている場合も同様でしょう。団体として固有の意思決定をして独立的に運営し、さまざまな物事を決定しているかがポイントになります。

また、構成メンバーが変わっても団体が続いて、メンバーの個性を超越して活動している組織体も「人格のない社団等」の可能性が高いです。言い換えると、構成員が「代表にも従業員にもなれる」ようなイメージです。ややわかりにくいかもしれませんが、さまざまな人が集まって活動に参加しているとき、その中から代表になる人もいて、従業員になる人もいていい、というような意味です。

税務の判断の前段階で生じる、それぞれの活動体の実態からどの法的形式にあてはめ可能か?という問題であり、なかなか曖昧なケースがあるのも実情です。

■ 民法上の組合

一方、「民法上の組合」とは「共同事業を営むことを約する契約」のことです。その要件を3つに整理します。

① 2人以上の当事者（法人、個人）が契約している

「契約している」というと契約書を締結していると判断してしまうかもしれませんが、ここでは口約束でも成立する合意を「契約」と呼びます。ですので、なんらかの合意があればOKです。当事者は、個人だけでなく法人が入っていてもよいです。複数人が当事者として契約していることが前提なので、1人だと成立しません。

② 全ての当事者が出資している（金銭出資のほか、労務、信用の出資を含む）

「お金を拠出していないから、自分はこれにあたらないのでは」と思う人がいるかもしれませんが、ここでいう出資は、金銭の出資ではありません。労務の提供や信用の提供を含む広い概念です。自分の信用を通じて事業活動に役立てる場合は「労務の出資」といいますが、そういった内容を含んでいます。全ての当事者がなんらかのかたちで、そうした出資をしていることが前提です。

③ 事業を共同の目的として当事者全員がその内容に合意している

事業を共同の目的として、当事者全員がその内容に合意しているか。なんらかの事業を行うことを、全員が約束しているということです。

これら3つの要件全てにあてはまると「民法上の組合」という整理になります。



民法上の組合

個人の共同事業形態（民法上の組合） における税務上の注意点は？

個人の共同事業形態（民法上の組合）として、アーティストコレクティブで活動しています。その場合、税務上で気をつけることについて教えてください。

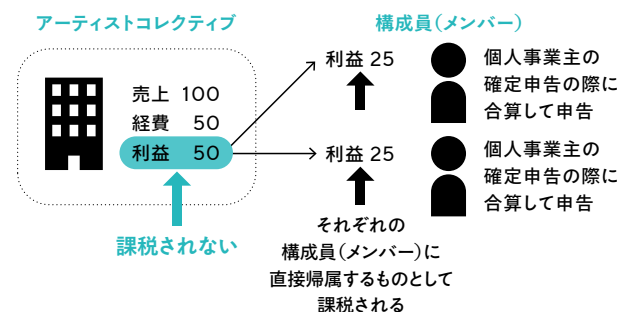
〔アーティストコレクティブ Tさん〕

A 利益の按分方法を構成員（メンバー）で話し合っ て決めましょう。

民法上の組合にあたる場合、パス・スルー課税が適用されます。パス・スルーとは、「通り越し、通過する」という意味です。

図で見ていきましょう。アーティストコレクティブに100の売上が出て、同時に50の経費もかかりました。かかった経費を除くと、利益が50残る場合を想定します。

個人事業主2名が1:1で按分する場合





民法上の組合

構成員である個人はいつ 確定申告すればいい？

任意団体（民法上の組合）の劇団に参加しています。この場合、団員一人ひとりが個人として確定申告する必要があると思うのですが、具体的にはいつすればよいでしょうか？

〔劇団員 Nさん〕



原則として売上・経費が発生した年度で申告しますが、決算月に一括計上する例外的な容認ルールもあります。

原則的にはその年の1～12月に発生した売上ないし経費を、組合の構成員（メンバー）がそれぞれ、その年分として翌年3月15日に申告期限をむかえる「確定申告」上で計上します。

図の通り、売上が2021年の12月に、経費も2021年の10月に発生していたとします。この場合、2021年分の確定申告に反映してください。これが原則的なルールです。また、年度内に交付された補助金・助成金に関しても、同じように考えてください。

ただ、例外的に容認されたルールがもう一つあります。

組合には決算があります。事業年度の期間はさまざまですが（例：1～12月、4～3月等）、ここでは3月決算の活動体を想定します。その場合に容認ルールとして、決算日が実際に売上・経費が発生した時期から1年以内であれば、売上や経費の発生が2021年だとしても組合の決算月である2022年3月に、構成員はその組合の売上・経費をまとめて計上することが認められます。ですので原則と容認では1年、計上する時期がずれますが、どちらでもかまいません。

ただ容認ルールにも注意点があり、年によって都合よく計上時期を変えることはできません。容認ルールは継続的に採用することが前提になりますので、一度容認ルールを採用した場合は毎年、同じルールで処理をする必要が出てきます。

活動体が3月決算であれば、次の確定申告に反映させる余地もあるので、処理が間に合っていない場合には容認ルールで処理することもありえると思います。

活動体がもし法人だったら、50の利益に対応する法人税を申告し、納付しなければいけません。しかし民法上の組合の場合、この活動体そのものには課税されない点が特殊です。ですので、団体による直接の申告も必要ありません。

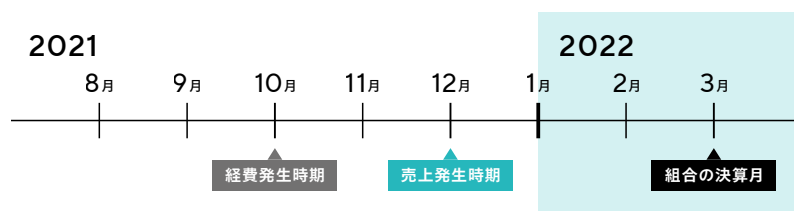
直接には必要ないということは、間接的にはそうではないということです。その利益を構成員（メンバー）2名で分け合ったとき、例えば半分ずつ分け合う約束でこの事業を始めたとする、50のうち25ずつ構成員（メンバー）のもとに入ります。

この按分（比例分配）方法は構成員（メンバー）の間で決めることができ、統一の決まりがあるわけではありません。当事者間で話し合って、それぞれが了承すればそれでよいです。例えば9対1で按分することもあるでしょうし、プロジェクトへの貢献度に応じて決めるケースや、出資額の割合をもとに決めるケースもあります。

誰か一人の割合を100%にする方法も、それはもはや実態として単独事業ではともいますが、実務上そのような処理も可能です。パススルー課税なので、利益が宙に浮いてしまうことがなければ問題ありません。

決めないと分け合えないので、当事者間で按分方法を必ず決めてください。その約束自体をどこかに届出として提出する必要はないですが、その約束した割合に従って、分け合った利益を確定申告に各自取り込んでください。

[例] 売上発生時期 2021年12月
 経費発生時期 2021年10月
 組合の決算月 2022年3月



原則

2021年分の確定申告で
 売上・経費として計上

容認

2022年分の確定申告で
 売上・経費として計上



民法上の組合

「民法上の組合」でも 消費税の申告は必要ですか？

音楽ユニットで活動していて、「民法上の組合」に当たります。この場合でも消費税の申告は必要ですか？

[音楽ユニット Hさん]



各事業者ごとに、それぞれ課税事業者かどうかで判断します。

民法上の組合が消費税の申告をするかどうかは、パス・スルー課税の考え方(Q.39)で分割した組合に属する各事業者が、消費税の課税事業者かどうかで個々に判断します。消費税の課税事業者でない事業者は、消費税の納付は必要ありません。

消費税とは、原則として前の前の事業年度「基準期間」の課税対象の売上が1,000万円を超えると、そこからすぐではなく2年後に、消費税の納税義務が生じるというルールです。2年のタイムラグがあることと、売上1,000万円が基準になることがポイントです。

課税事業者かどうかの判定基準

課税売上高1,000万円を超える



その1,000万の範疇でよく勘違いが起きるのが、寄附金・補助金・助成金のような、何かの対価ではない性質のお金を含めて1,000万を超えてしまったケースです。これらの対価性のないお金は性質が違うので、課税対象の売上からは除外します。あくまで販売やサービス提供で得た売上が1,000万円を超えるかどうかの基準で考えましょう。



民法上の組合

団体として赤字でも 確定申告は必要ですか？

組合員が講師を務め、謝金を団体で受け取っています。決算では団体にほぼ利益がないか赤字の状態なのですが、その場合もメンバーそれぞれの確定申告は必要なのでしょうか。
[アートコレクティブ Mさん]

A 確定申告を省略しても支障はありませんが、 申告により節税につながる可能性も。

講師料を組合の売上として認識しているが、経費も関わってくるので組合には利益が残らず、構成員（メンバー）間で按分したところで結局個人の赤字になってしまうという話ですね。赤字の場合、確定申告を仮に省略しても支障が出るわけではありません。しかし、例えば、この組合事業の損失（赤字）と、それ以外の個人事業の黒字があったときに、黒字と赤字を合算して確定申告をすると幾分か所得が減るかもしれません。そういう意味では確定申告上、税金計算上のメリットが出る＝税金が安くなるという可能性もあります。あとはもう事務的な煩雑さにどこまで納得できるのか、費用対効果の問題だと思います。



人格のない社団等

「人格のない社団等」は 全事業に課税されますか？

芸術祭実行委員会を「人格のない社団等」として任意団体を運営しています。その場合、すべての事業に課税されるのでしょうか？
[芸術祭実行委員会事務局 Yさん]

A 「法人税法上の収益事業」のみに課税されます。

課税される場合と課税されない場合があります。人格のない社団等の課税のルールは、非営利型の一般社団法人やNPO法人に近いルールとなっています。人格のない社団等については、「法人税法上の収益事業」と呼ばれる事業を行う場合の儲け＝所得には課税します。一方で、それ以外の事業の儲けについては非課税の取り扱いになります。具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した複数の事業を実施している場合と同様なので、Q.21を確認してください。



人格のない社団等

「法人税法上の収益事業」とは なんですか？

課税対象だという「法人税法上の収益事業」について詳しく知りたいです。具体的にはどういった事業を指しますか？
[映画の製作委員会事務局 Rさん]



「特掲34業種」の表を確認してみましょう。

人格のない社団等が「法人税法上の収益事業」を行う場合、そこで生ずる所得は、公益法人等やNPO法人と同様、法人税の課税対象です。具体的には「法人税法施行令5条の特掲事業：34業種」にあたるかどうかで判断します。文化芸術系の団体でよくあるケースは、受託事業の展開、演劇・ダンスの公演・音楽ライブ等の興行やそれらのジャンルに関連したスクールの開講などが該当します。ただし付随事業や除外事例等、例外的なケースもあります。具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した「特掲34業種」と同様なので、Q.17を確認してください。また、特掲34業種の一覧表は118ページに掲載しています。



「人格のない社団等」事業が赤字でも課税対象ですか？

45

室内楽の団体として年一回演奏公演をしています。事業は赤字です。その場合も課税対象になりますか？

[楽団員 Wさん]



赤字であればいずれにせよ課税対象にはなりませんが、まずは「法人税法上の収益事業」に該当するかを判定しましょう。

ルール上は、あくまで赤字・黒字ではなく、まずは「法人税法上の収益事業か、非収益事業か」で判定します。仮に収益事業となった場合には、税務申告をする取り扱いになります。ただし、課税対象の所得がないので、法人税はかかりません。申告義務があるけれども、税金が発生するわけではない、という整理になります。例えば赤字の申告をしておくと、青色申告では、将来黒字が出たときに、黒字と過去の赤字を相殺することができるケースもあります。将来税金の負担を軽減する効果が見込まれることもあります。具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介している内容と同様なので、[Q.19](#)を確認してください。



「人格のない社団等」の消費税計算は特殊？

46

「人格のない社団等」では消費税計算が特殊と聞きましたが、本当でしょうか？

[実行委員会事務局 Aさん]



NPO法人等と同様で特殊なルールが適用されることがあります。

人格のない社団等の場合も、前々事業年度の課税売上高が1,000万円を超えると、当事業年度において消費税の納税義務が生じます。また、NPO法人等と同じく、「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算」という消費税計算の特殊ルールが適用される場合があります。具体的には、寄附金・助成金・補助金を収益として計上している場合は、「課税仕入れに係る消費税」を全額差し引くことができません。

具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した消費税の計算方法と同様なので、[Q.23](#)を確認してください。



「人格のない社団等」の助成金・補助金の取り扱いは？

47

「人格のない社団等」であるダンスカンパニーで、助成金申請の手続きを進めています。「人格のない社団等」における、助成金の取り扱いについて教えてください。

[ダンスカンパニー経理担当 Kさん]



「受取助成金」として取り扱い、対象事業ごとに課税されるか否かが分かります。

助成金・補助金（以下、助成金とします）は会計上収益として取り扱われ、「受取助成金」として処理をするものになります。

助成金が法人税・地方税の課税対象か判断するポイントは、助成金が交付される事業が「法人税法上の収益事業」に当たるかどうかです。助成金は特定の事業の収入ないし経費の補填の意味合いで交付されるケースが多いので、悩んだら「どの事業に対しての交付なのか」をまず意識しましょう。その後、その事業が「法人税法上の収益事業」に当たるかどうか、[Q.17](#)で紹介した「法人税法施行令第5条の特掲事業：34業種」の条件に照らし合わせて確認します。特掲34業種については、118ページもご確認ください。

助成金が交付される事業が「法人税法上の収益事業」に当たるのであれば、課税対象です。例えばKさんのダンスカンパニーで、定期開催しているダンスワークショップ事業（特掲34業種における「30技芸教授業」）に対して助成金が交付された場合は、課税対象となります。反対に、「法人税法上の収益事業」に該当しない事業に対する助成金は、法人税の課税対象外です。ただし例外もあるので、詳しくは[Q.24](#)をご覧ください。

任意団体を法人化するときの検討ポイント

公認会計士・税理士 山内真理

任意団体を法人化すべきか、法人化するならどの法人形態がよいのか、非常に多く質問を受けます。昨今は助成元が助成に際して法人格を求める等、芸術団体が必要に迫られて法人化を選択するケースも見受けられます。

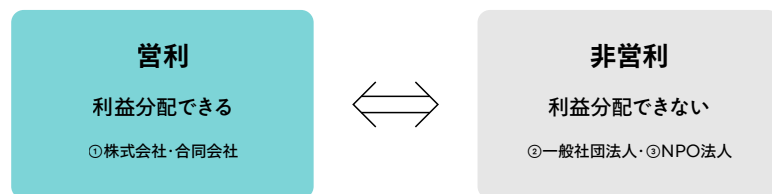
一般に任意団体の法人化メリットとしては、社会的信用力の向上、組織化が進めやすいこと、補助金獲得に支障が出にくいこと、取引上の制約が出にくいこと、従業員等の採用が行いやすいこと等が挙げられます。しかし、法人は設立するにも、最終的に解散・清算するにもコストがかかります。また、設立後の組織運営のための費用や事務負担は通常、任意団体時代より増大する傾向にあるため、法人化にあたってはそうしたメリットとコストを天秤にかけながら、長期的視野に立って慎重に検討する必要があります。

■ポイント1：営利？ 非営利？

比較的小規模な文化・芸術団体が法人化するにあたり多く選んでいる組織形態は、①営利法人（株式会社／合同会社）、②一般社団法人、③特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の3つです。

①と②③は営利・非営利という大きな違いがあります。非営利とは非分配と言い換えることもできます。

例えば営利法人である株式会社では構成員である株主に配当というかたちで利益分配が可能です。一方、一般社団法人やNPO法人では構成員に利益分配を行うことが禁止され、利益は事業に再投資していくことが想定されていますので、①と②③のいずれの性質が馴染むのかをまずしっかり見極めることが大切です。



■ポイント2：非営利の場合、一般社団法人？ NPO法人？

非営利法人を選択したい任意団体は②③のいずれの組織形態を選択するべきか迷うケースも多いでしょう。

組織規模で比較

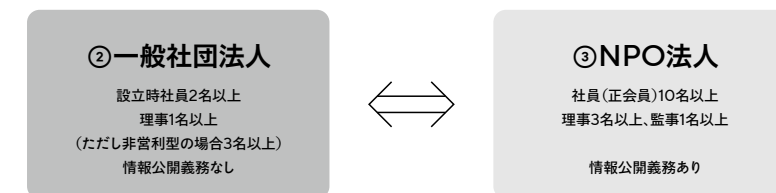
一般社団法人の場合、設立時の社員（構成員）は2名以上必要ですが、理事は1名以上いれば足りるので、比較的コンパクトな組織設計が可能です。NPO法人の場合、社員（正会員）は10名以上必要で、理事は3名以上、さらに監事が1名以上必要となる等、組織設計上必要な頭数が多いのが特徴です。

設立速度で比較

一般社団法人は所轄庁の認証等なく迅速に設立できます。NPO法人では所轄庁の認証を経て設立登記が可能となるため、設立には時間を要するものも特徴です。

事業の透明性で比較

NPO法人では計算書類等を毎年所轄庁に提出し事業所に備え置いて情報公開に応じる義務があります。オープンな事業・組織運営を行い、多くの支援者を集める等、寄附や会費等の幅広い資金源を安定的に確保したい場合や、地域に根差した活動を行いたい場合等はNPO法人の上記のような特徴が適しやすいケースもあります。一般社団法人ではそうした情報公開義務がありません。



■ポイント3：一般社団法人の場合、非営利型？普通法人型？

さて、上記の通り比較的設立しやすい特徴を持つために芸術団体の皆さんに選択されることの多い一般社団法人ですが、非営利型／普通法人型といわれる2つの形態があり、両者は法人税上の課税のされ方に違いがあるため注意が必要です。

具体的には非営利型は「法人税法上の収益事業（以下、収益事業）^{※1}」のみに課税される一方、普通法人型は全ての事業に課税される点に違いがあります。非営利型の要件を満たすためには、組織設計や定款上の内容設計に注意点がありますので、設立登記前にその違いを十分に理解しておくことも大切です^{※2}。

※1「法人税法上の収益事業」についてはNPO編 **Q.15** を参照

※2 一般社団法人の普通法人型と非営利型の違いについては **Q.25** を参照

■法人税の課税のされ方にも注意

なお、NPO法人の場合も法人税は収益事業のみに課税されますので、NPO法人と非営利型の一般社団法人の法人税課税のされ方は類似しています。一方、営利法人である株式会社や合同会社では全ての事業に課税されますので、営利法人と普通法人型の一般社団法人の法人税課税のされ方は類似しています。

法人税は 収益事業のみに課税

- ①非営利型 一般社団法人
- ②NPO法人



法人税は 事業全体に課税

- ③普通法人型 一般社団法人
- ④営利法人（株式会社・合同会社）

収益事業を実施していない団体の場合、NPO法人や非営利型一般社団法人を選択することで、営利法人や普通法人型一般社団法人を選択するより税負担を軽減できる可能性があります。ただし、収益事業と収益事業以外の事業の収益・費用や資産・負債を区分して会計処理する必要がある等、経理事務面の負担は増大する傾向がありますので、その点も考慮して、組織形態を選択する必要があります。

他にも法人ごとに設立費用、領収証に貼付する印紙の負担、法人税・住民税の均等割の減免の有無等の違いもありますので、詳細は専門家に相談しながら法人化を進めることをおすすめします。